

新見市教育委員会 3月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和8年3月24日（火） 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階大会議室

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	後 藤 秀 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	古 家 孝 之
生涯学習課長	吉 岡 昭 彦
学校教育課長	宗 政 範 子
教育連携推進課	宮 本 昌 士
教育総務課長	忠 田 真

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和8年3月24日（火）午後3時30分から午後5時10分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長 (新見市教育委員会 2 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

後藤教育長 前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

後藤教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議案の部

議第 8 号 新見市通学路安全推進会議委員の委嘱について

議題 9 号 新見市部活動地域展開推進委員会委員の委嘱について

議第 10 号 新見市キャリア教育推進協議会委員の委嘱について

議第 11 号 新見市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について

議第 12 号 新見市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

議第 13 号 大佐中学校区小中一貫校設立委員会委員の委嘱について

議第 14 号 教育相談事業「新見市教育相談室」に係る教育相談員の委嘱について

後藤教育長

6 の議事に移ります。まず議案の部です。

議第 8 号から議第 17 号までは、あらかじめ資料をメールにてお送りし、お目通しいただいているかと思えますけれども、委員委嘱に係る議題です。時間の都合上、各担当課から一括で説明をする形で進めさせていただきたいと思えます。

それではまず、議第 8 号から議第 14 号までを、学校教育課からお願いします。

宗政課長

それでは議第 8 号、新見市通学路安全推進会議委員の委嘱について説明をいたします。新見市通学路安全推進会議につきましては、資料 1 ページに委員名簿、また資料 3 ページには、新見市通学路安全推進会議設置要綱を載せております。本要綱において推進委員の構成は、

第3条に掲げる関係機関の中から12名以内で教育長が委嘱することと規定されています。任期は1年で、来年度改めて11名の方に委員を委嘱する予定としております。委員は充て職となっていることから、資料には所属及び備考のみ記載し、役職、氏名につきましては、空欄とさせていただきます。

続いて、議第9号、新見市部活動地域展開推進委員会委員の委嘱についてです。新見市部活動地域展開推進委員会委員につきましては、資料1ページに委員名簿を、また資料3ページは、新見市部活動地域展開推進委員会の設置要綱を載せております。本要綱において推進委員の構成は、第3条に掲げる関係機関の中から15名以内で教育委員会が委嘱することと規定されています。任期は1年で、来年度改めて10名の方に委員を委嘱する予定としております。1番から5番の方については、新年度も引き続き関係団体の会長等を継続予定と確認いたしましたので、お名前を入れさせていただきます。6番から10番については、充て職となっていることから、所属のみ記載し、氏名は空欄とさせていただきます。

続いて、議第10号、新見市キャリア教育推進協議会委員の委嘱についてです。新見市キャリア教育推進協議会は、産官学の連携により小中学校でのキャリア教育の推進を図ることを目的として設置しております。推進協議会委員については、資料1ページ目に委員名簿を、また資料3ページは、新見市キャリア教育推進協議会設置要綱を載せております。本要綱において推進協議会の組織は、第4条に掲げる関係機関の中から15名以内で教育委員会が委嘱することと規定されています。任期は1年で、新年度改めて9名の方に委員を委嘱する予定としております。委員は充て職となっていることから、資料には所属及び役職のみ記載し、氏名、備考欄につきましては、空欄とさせていただきます。

続いて、議第11号、新見市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

特別支援教育支援委員会委員については、資料1ページに委員名簿を、また資料3ページ、4ページは、新見市特別支援教育支援委員会規則を載せております。本規則において支援委員会の組織は、第3条に掲げる者の中から20名以内で教育委員会が委嘱することと規定されています。任期は2年で、委員は充て職となっておりますので今年度からの継続となる方もいらっしゃると思いますが、異動等に伴い変更となる可能性がありますので、資料には区分及び所属等の欄のみ記載し、本年度新規の氏名欄につきましては、空欄とさせていただきます。

続いて、議第12号、新見市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてです。本協議会委員については、資料1ページに委員名簿を、また資料2ページから4ページは、新見市いじめ問題対策連絡協議会

等の設置等に関する条例を載せております。本条例において連絡協議会の組織は、第3条に掲げる者の中から15名以内で教育委員会が委嘱することと規定されています。任期は2年で、委員は充て職となっておりますので、今年度からの継続となる方もいらっしゃいますが、異動等に伴い変更となる可能性がありますので、資料には区分及び所属欄、備考欄のみ記載し、氏名欄につきましては、現時点で継続が確認できている1番の学識経験者の方、11番の教育委員会臨床心理士の方については、継続が確定しているため、氏名を記入していますが、2番から10番については空欄としております。

続いて、議第13号、大佐中学校区小中一貫校設立委員会委員の委嘱についてです。大佐中学校区小中一貫校設立委員会は、大佐中学校区小中一貫校の設立に向けた協議・検討・承認等をおこなうことを目的とし設置しております。設立委員会委員については、資料1ページに委員名簿を、また資料2ページは、大佐中学校区小中一貫校設立委員会設置要綱を載せております。本要綱において設立委員会の組織は第3条に掲げる者の中から選任することと規定されています。任期は小中一貫校開校までとなっており、資料には所属欄及び、新年度の継続の確認ができていない方の氏名のみ記載し、その他を空欄とさせていただきます。

議第14号、教育相談事業「新見市教育相談室」に係る教育相談員の委嘱についてです。新見市教育相談室は、新生塾内に設置しており、児童生徒・保護者・教職員等を対象に電話相談や面接相談をおこなっているところです。教育相談員については、資料1ページに委員名簿を、また資料3から4ページに、新見市教育相談室設置要綱を載せております。本要綱において教育相談員は第7条第3項に規定されています。現在任用している教育相談員は新年度も継続の確認ができていますので名前を記載しています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

学校教育からは以上です。

後藤教育長

それでは一括して質疑を受け付けます。

(質疑確認の時間)

よろしゅうございますか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは議第8号、新見市通学路安全推進会議委員の委嘱については、承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長	それでは承認と決めます。 議第 9 号、新見市活動地域展開推進委員会委員の委嘱については、承認としてよろしいか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	ありがとうございます。承認です。 議第 10 号、新見市キャリア教育推進協議会委員の委嘱について、承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	それでは承認とさせていただきます。 議第 11 号、新見市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について、承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	承認と決めます。 議第 12 号、新見市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、承認としてよろしいか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	それでは、承認と決めます。 議第 13 号、大佐中学校区小中一貫校設立委員会委員の委嘱について承認としてよろしゅうございますか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	承認といたします。 議第 14 号、教育相談事業「新見市教育相談室」に係る教育相談員の委嘱について、承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	ありがとうございます。 議第 8 号から 14 号まですべて承認と決めます。

議第 15 号 新見市地域学校協働活動推進員の委嘱について

議第 16 号 新見市スポーツ推進委員の委嘱について

後藤教育長

それでは次に、議第 15 号及び議第 16 号について、生涯学習課から説明をお願いします。

吉岡課長

議第 15 号、新見市地域学校協働活動推進員の委嘱についてご説明させていただきます。

地域学校協働活動推進員は、地域住民その他の関係者が学校と協働しておこなう活動の効果的な推進を目的として、社会教育法第 9 条の 7 第 1 項並びに新見市地域学校協働活動推進員設置要綱の規定により、現在 4 名の方を新見市地域学校協働活動推進員として委嘱しております。委嘱しております 4 名の方は、熱意を持って活動をされており、学校とも良好な関係が築けていることや、学校長から推薦があったこと、また、委員の任期は、新見市地域学校協働活動推進員設置要綱第 4 条に「委嘱された会計年度の末日までとし、再任は妨げない」と規定があることから、資料 1 ページの方を引き続き、新見市地域学校協働活動推進員として委嘱するものです。

次に、議第 16 号、新見市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明させていただきます。スポーツ推進委員は、本市におけるスポーツ推進事業の実施にかかる連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言をおこなうことを目的とし、スポーツ基本法第 32 条、新見市スポーツ推進委員に関する規則の規定により、現在 27 名の方を、新見市スポーツ推進委員として委嘱しております。委員の任期は 2 年で、現委員の任期は、本年 3 月末で任期満了となります。つきましては、資料 1 ページの名簿の方々を、次期新見市スポーツ推進委員として委嘱するものです。なお、委員の内訳は、再任 22 名、新任 3 名で、任期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

後藤教育長

それでは一括して質疑を受け付けます。

(質疑確認の時間)

よろしゅうございますか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは議第 15 号、新見市地域学校協働活動推進員の委嘱については、承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長 | それでは承認と決めます。
続きまして、議第16号、新見市スポーツ推進委員の委嘱については、承認としてよろしいか。

各委員 | (はいの声)

後藤教育長 | ありがとうございます。承認と決めます。

議第17号 | 新見市地方独立行政法人評価委員会委員の委嘱について

後藤教育長 | それでは次に、議第17号、新見市地方独立行政法人評価委員会委員の委嘱について、教育連携推進課から説明をお願いします。

宮本課長 | 議第17号、新見市地方独立行政法人評価委員会委員の委嘱につきましては、地方独立行政法人法第11条により、設立団体である市に地方独立行政法人評価委員会を設置することが定められており、公立大学法人の業務の実績評価、定款変更や、中期目標・中期計画策定の際の意見聴取などをおこなうこととされています。新見市地方独立行政法人評価委員会委員につきましては、新見市地方独立行政法人評価委員会条例により、委員を5人以内とし、任期は2年間で、学識経験のあるものの中から市長が委嘱することとしております。現在の委員の任期が令和8年3月31日で満了するため、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの期間につきまして、委員を委嘱するものです。次期委員につきましては、一覧のとおり、各方面に詳しい学識経験者3人に、継続して委嘱したいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

後藤教育長 | 質疑ございますか。

(質疑確認の時間)

無いようですので、議第17号、新見市地方独立行政法人評価委員会委員の委嘱については、承認としてよろしいでしょうか。

各委員 | (はいの声)

後藤教育長 | それでは、承認とさせていただきます。

議第18号 | 新見市学校管理規則の一部を改正する規則について

議第19号 | 新見市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議第20号 | 新見市通学バス運行条例施行規則の一部を改正する規則について

後藤教育長

続きますので、議第18号から24号までは、規則等に関わる議題でございますので、こちらについても、各担当課ごと、一括で説明をさせていただきます。

それではまず、議第18号から議第20号までを、学校教育課から説明をお願いいたします。

宗政課長

議第18号、新見市学校管理規則の一部を改正する規則について説明します。

今回の改正の内容は3点です。1点目ですが、第3条に規定する「学期」について、4月から翌3月までの1年間を、本市が採用する3学期制のうちいずれかの学期に割り振り、学期の区分を明確にする表記に改めるものです。

2点目は、第22条第3項に規定する講師の職務について、学校教育法の引用条文に新たな項が挿入されたことに伴い、項ずれが生じるため整合性を図るものです。

3点目は、第38条に規定する勤務評定について、平成28年に廃止された岡山県教育委員会規則の「岡山県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」を引用しているため、現在根拠としている岡山県教育委員会教育長通知の「岡山県市町村立学校教職員の『教職員の育成・評価システム』に関する実施要綱」に改めるものです。詳しくは2ページの新旧対照表でご確認いただけたらと思います。

次に、議第19号、新見市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。令和8年度から千屋小学校が上市小学校へ、神郷北小学校が神代小学校へ統合されます。また、高梁市と新見市との間の教育事務の委託に関する規約において、委託先学校となっている高梁市の中井小学校が令和7年度末で閉校する事から同規約を改正し、令和8年4月1日から施行する事となっているため、新見市立小学校及び中学校通学区域に関する規則について、1ページから4ページに示しているとおおり、別表第1及び別表第2を改めるものです。また、過去の統廃合に伴う本規則の改正が漏れている点についても併せて改正します。詳しくは5ページから8ページの新旧対照表でご確認いただけたらと思います。

続いて、議第20号、新見市通学バス運行条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。この規則は市内の小・中学校に遠距離通学する児童及び生徒を対象に、市が通学バスを運行管理することを目的として制定しています。現在、規定している「運行路線及び運行区間」について、千屋小学校及び神郷北小学校が令和8年4月からそれぞれ上市小学校及び神代小学校へ統合され、路線の再編が生じるため、規則の変更が必要となります。また、新見第一中学校において、時程変更により定期路線バスを利用できない時間帯での下校が生じるため、令和8年4月から下校時臨時スクールバスの運行が必要

となります。以上の事から、1 ページに示しているとおり、第 2 条の表中の「路線名」「起点・終点」を改めるものです。詳しくは 3 ページ、4 ページの新旧対照表でご確認いただけたらと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

後藤教育長

一括して質疑を受け付けます。

(質疑確認の時間)

よろしゅうございますか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは、議第 18 号、新見市立学校管理規則の一部を改正する規則について、承認としてよろしいか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。承認とさせていただきます。

次に、議第 19 号、新見市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、承認としてよろしいか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。承認といたします。

次に、議第 20 号、新見市通学バス運行条例施行規則の一部を改正する規則について、承認としてよろしいか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。承認とさせていただきます。

議第 21 号 新見市学校給食費無償化補助金交付要綱の制定について

後藤教育長

続きまして、議第 21 号の要綱の制定については、あらかじめ資料をメールにてお送りし、お目通しいただいているかと思えます。学校教育から説明をお願いします。

宗政課長

議第 21 号、新見市学校給食費無償化補助金交付要綱の制定についてご説明いたします。

令和 8 年 4 月から「学校給食費無償化事業」を実施し、新見市立小中学校における給食を無償で提供することとしています。これは 1 ページから 12 ページのとおり、補助金交付要綱を定め、補助金を交付

することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

後藤教育長

ご質疑はございますか。

松井職務代理者

基本的には、これによってすべての給食費について保護者負担がなくなるというふうに理解をしますので、このこと自体には全く賛成なんですけれども、ここまで難しく書かないといけないのかなというのが一読した感想です。というのが、第5条のところに、「補助対象者は補助金の申請から受領の管理までの権限を給食管理者に委任するものとする」と。だから、すべてを給食管理者に委任して給食管理者という人がすべての事務を代行するというふうに読んでいただくと、この後の手続きで、「申請者」であるとか、「補助事業者」であるとか、そういう言葉が次から次へと新たに出てくるので、大変わかりにくくなっているんですけれども、すべてを「給食管理者」という言葉で代行させることはできないですかね。非常に読んでいて、一体誰を指しているのかというのが非常にわかりにくいようになっているというのが印象です。ただ、行政の文章というのはそういうものなんだというふうに言われたらもうそれはそれで、それ以上の議論はしませんけれども、そういうふうに思いました。

忠田課長

わかる範囲でご回答させていただくならば、補助金交付要綱につきましては、市の補助金交付規則に基づいて、いろいろと各担当課の要綱を作っておりますので、補助金の流れというものの中で、いろんな要綱を参考にさせていただきながら、補助金の手続きをおこなうものになりますので、委員が言われたように非常にわかりにくいんですけれども、他の要綱とできるだけ合わせているような内容になっておりますので、こういう形でご審議いただければと思っております。

なお、学校給食法の中で、給食費は保護者が負担をしなければならないという規定がございまして、本来は、市の方から一律に負担金とかいうような形で、全部負担すればいいのかなと思ったんですが、学校教育課の方もいろいろ県からの指示も受けて、あくまでも保護者が負担するというのが法律の規定になっていて、補助金を交付するというふうな形で、公費を支出していくということで、要綱を定めさせていただいてるという状況でございます。

後藤教育長

よろしいですか。

松井職務代理者

そういうものだということですね。

後藤教育長

外にありますか。
三上委員。

三上委員

学校給食費は、今までずっと保護者に一みんポイントで還元をしていたと思うんですけど、そのやり方が変わると考えたらいいか、というのが一点と、前回説明を受けたときに、アレルギーの子がいて、例えば、全部自分からお弁当を持ってこないといけない子たちにも、そういうシステムが使えるから一みんポイントが有効というふうなところを説明を受けたんですけど、数は少ないと思うんですけど、そういう声のフォローというのはどうなるのか、教えてください。

宗政課長

現在は一みんポイントを付与する形で、一度給食費を集めさせていただいて、ポイントを付与して、プラスマイナス0という形をとっておりますが、昨日、今年度3回目のポイントの付与をおこないまして、これについては、これまでどおり半年間、有効期間の間は使用ができるという形です。ただもうポイント制度はここで終了しまして、それに代わる形で、この無償化事業の方に移行していくということでございます。

それからアレルギーと、ちょっと特別な事情があるお子さんへの対応についてなんですが、今回のこの学校給食費の無償化事業は、あくまで提供する給食が無料といいますか、無償化という考え方に基づいていますので、その代替りの食品を持ってきているお子さん等のそれは、無償化の対象にはならないという制度で、現時点では設定をしておるところでございます。ただ、今年度、給食をもうすべて食べることができなくて完全にお弁当を持ってきてる子というのはおりませんでしたので、また来年の入学生についても、アレルギーで給食を全く食べれないというお子さんはいないようです。一部、代替りのものを持ってきているお子さんはいるんですけど、食べた給食費の部分については、他のお子さんと同様に、無償化という対応をとれるということだと考えっております。

三上委員

ありがとうございます。

後藤教育長

外にございますか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは、議第21号新見市学校給食費無償化補助金交付要綱の制定については、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。
では、議第21号は承認されました。

議第22号 新見市立中央図書館来館者が利用する市街地循環バスの運賃補助金交付要綱の一部改正について

後藤教育長

続きまして議第22号について説明をお願いします。

吉岡課長

議第22号、新見市立中央図書館来館者が利用する市街地循環バスの運賃補助金交付要綱の一部改正についてご説明させていただきます。

市では、中央図書館への来館の利便性向上と利用促進を図ることを目的に、市内の小・中学校、高等学校の児童・生徒が来館するために、市街地循環バス「ら・くるっと」を利用した際の運賃の助成をおこなっております。現在、市街地循環バス「ら・くるっと」は、北は上市の横見停留所から、南は石蟹駅の石蟹停留所まで運行しておりますが、このたび、中心市街地の交通環境の充実を図ることを目的に、防災公園まで延伸されることとなったため、新見市立中央図書館来館者が利用する市街地循環バスの運賃補助金交付要綱の一部を改正するものです。詳細は、資料2ページの新旧対照表でご確認ください。

以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

後藤教育長

何かご質疑はございますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは無いようですので、議第22号、新見市立中央図書館来館者が利用する市街地循環バスの運賃補助金交付要綱の一部改正については承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは、議第22号は承認といたします。

議第23号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部改正について

議第24号 新見市公営塾検定料補助金交付要綱の一部改正について

後藤教育長

それでは、議第23号及び議第24号につきましては、教育連携推進課から説明をお願いします。

宮本課長

議第23号、新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部改正につきましては、放課後児童クラブで勤務する放課後児童支援員及び補助員の報酬を改正するものです。

支援員及び補助員の報酬は、市の会計年度任用職員の報酬単価を準用することとしており、本年度新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則が改正されたことにより、支援員の募集単価を1時間当たり1,300円から1,360円に増額し、補助員の報酬単価を1時間当たり1,120円から1,200円に増額するものです。

次に議第24号、新見市公営塾検定料補助金交付要綱の一部改正につきましては、補助対象者及び補助対象期間を変更するものです。

まず、検定料補助対象者につきましては、広く市民の方に知っていただくことを目的に、本市に住民票を有すれば補助対象としていましたが、公営塾の塾生及び検定受検者が増加しており、多くの方々に認知いただいたことから、令和8年度以降は、市内の小中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍している児童生徒及び新見公立大学に在籍している学生のみを対象とするものです。

次に、補助対象期間ですが、公営塾の広報及び検定受検の推進の観点から、同塾の開設の初年度のみ補助金と考えておりましたが、検定受験により、児童等の学習習慣の定着や学習支援への意欲向上が見込まれることから、今後も継続して補助金を交付するため、対象期間を削除するものです。

その他につきましては、対象期間に関する条を削除したことによる、条ずれの修正等になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

後藤教育長

議第23号、議第24号、一括して質疑を受け付けます。

(質疑確認の時間)

よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

無いようですので、議題23号、新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部改正については、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは、承認と決めます。

議第24号、新見市公営塾検定料補助金交付要綱の一部改正につきましては、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 承認いたします。

議第25号 指定学校変更申請の承認について

後藤教育長 それでは、議第25号、指定学校変更申請の承認について、学校教育課から説明をお願いします。

宗政課長 議第25号、指定学校変更申請の承認について、資料をご覧ください。

No.1の方とNo.2の2人は兄弟で、2月の定例教育委員会において令和8年3月31日までの指定学校変更をご承認いただいております。2月の時点では4月からの居住地については不明という状態でしたが、4月からも転居先であるA地区での居住を継続することが明らかになったため、変更期間を延長いたします。No.1の方については現在小学校3年生で、3、4年生の複式教育課程の半分を経過したところです。3、4年生の複式教育課程を修了する、令和8年度末まで、就学することがこの方にとって適切であると考えため、引き続きB小学校への指定学校変更を希望されております。

また、No.2の方については、現在は不登校気味ではあるんですが、C中学校での友人関係と、人間関係は良好です。人間関係が確立し、慣れた学習環境で学校生活を送ることが、本人にとって最適であると考えため、卒業までの指定学校変更を希望されております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

後藤教育長 質疑をお願いします。

(質疑確認の時間)

よろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 無いですので、議題25号、指定学校変更申請の承認については、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 それでは、承認と決めます。

議第26号 D小学校児童のスクールバス乗車の可否について

後藤教育長

それでは、議第26号、D小学校児童のスクールバス乗車の可否について、学校教育課から説明をお願いします。

宗政課長

議第26号、D小学校児童のスクールバス乗車の可否について説明をいたします。

令和8年2月16日付けで、D小学校在籍の当該児童保護者からスクールバス利用に係る要望書が提出されました。資料のほうは2ページ目になります。当該児童は、令和8年4月からD小学校へ入学を予定しております。自宅からの通学距離は約3kmで、スクールバスの乗車要件を満たしておりませんが、近隣の児童は全員スクールバスで通学しており、徒歩通学をおこなっている児童はおりません。また、自宅から約1.8キロメートル離れた最寄りの登校班の集合場所までの経路ですが、人家のない山林に囲まれた県道で、交通事故の危険性や野生動物の出没など危惧される環境であり、また保護者による送迎も仕事の都合上、困難な状況となっております。なお、当該児童が居住しているE地区は、D小学校へスクールバスF線の運行経路に位置し、自宅から約200メートルのE停留所までは安全に移動することが可能なうえ、スクールバス車両の座席数にも余裕がある状況でございます。

以上のことから、スクールバスの乗車を要望されるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

後藤教育長

質疑をお願いします。

溝尾委員

この通学バスは、ずっと小学校まで行くのか、登校班の集合場所まで行くのでしょうか。

宗政課長

このスクールバスはG方面からD小学校まで、その地区の児童を輸送しているものですので、学校まで走ります。

溝尾委員

この件に関係ないかもしれないんですけど、自分で登校する人は、どれくらいいらっしゃるんですか。通学バスを使わない人の方が少ないのかなと思ったんですが。

宗政課長

このE地区につきましては、この路線を利用している方が、全部で7名いらっしゃるんですけど、すべてバスの乗車条件である4キロ以上ということや、G地区にお住まいということや、それから、1名については、現在4年生なんですけど、今回の方と比較的居住地が近いところで、やはり今回の方と同じような理由で、もうバスへの乗車が認められているということで、この近辺で徒歩で通ってるお子さんは

	いない現状でございます。
溝尾委員	ありがとうございます。
後藤教育長	外にありますか。 よろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	それでは、議題26号、D小学校児童のスクールバス乗車の可否については、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	それでは、承認と決めます。
議第27号 後藤教育長	新見市立小中学校における適正規模・適正配置の考え方について 議第27号、新見市立小中学校における適正規模・適正配置の考え方について、学校教育課から説明をお願いします。
宗政課長	議第27号、新見市立小中学校における適正規模・適正配置の考え方について説明をいたします。 この適正規模・適正配置の考え方につきましては、前回の意見交換や、またメール等で貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。いただいたご意見を参考に修正を加えたものを、先日送付をさせていただいております。お目通しをいただいたうえで、お気づきの点等ありましたら、本日お聞かせいただきまして、再度修正を加え、令和8年4月現在の、本市の適正規模・適正配置の考え方としたいと考えております。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
後藤教育長	質疑、ご意見をお願いします。
松井職務代理者	前回検討したことを、その時に出した意見等を反映していただいて、ありがとうございました。改定したものを読ませていただいて、やはりちょっと気になるのは、4ページの、「基本的な考え方」の(1)の①にある、適正規模の基本的な考え方の文章についてなんですけれども、そこの最後の部分ですね。「文部科学省の手引きに示されている学校規模のうち、以下の3つの学校規模を適正規模と判断し」の後なんですけど、「3学期の学級数を確保できるように再編を検討しま

す」とあるんですけれども、適正規模についての基本的な考え方についてここは述べている項なので、以下の3つの学校規模を適正規模と判断するんだという記述まででいいと思うんです。この前も言ったとおり、この素案から、何か再編ということが前面に出てるような形になっていて、その部分が気になりました。検討していただけたらと思います。

宗政課長

ありがとうございます。

今、松井先生の方からご指摘があった4ページの文末のところについては、その方向で修正をしたいと思います。

後藤教育長

外にございますか。

それでは無いようですので、松井先生のご意見のとおり訂正をするということで、議第27号、新見市立小中学校における適正規模・適正配置の考え方については、承認ということでよろしゅうございますか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは、承認と決めます。

議第28号 新見市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

後藤教育長

それでは、議第28号、新見市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、学校教育課から説明をお願いします。

宗政課長

議第28号、新見市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、ご説明いたします。

本計画につきましては、大変お忙しい中、ご意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。本計画につきましても、いただいたご意見をもとに、修正をおこなっております。修正点について簡単にご説明させていただきますので、お気づきの点等ありましたら、この後お聞かせいただき、再度修正を加え本市の実施計画としたいと考えております。

それでは、いただいたご意見の内容と、それに対する対応について説明をさせていただきます。

まず、1、2ページなんですけど、(1)計画の趣旨の項の1つ目と3つ目の点のところの記述で、「同じような内容が重複しているので、3項目めを整理して、わかりやすくしてはどうか」というご意見をい

ただきました。これにつきましては、2ページ目の1、2行目のところに、当初、「教育職員の勤務状況を改善し、働きやすさと働きがい
を両立しながら、真に必要な業務に専念できるようにするため」とい
うことを書いていたんですが、ここが重複すると考えまして、ここを
削除して、「本計画は」という形に修正をいたしました。また、その
修正に伴って、同じく6行目から7行目に出てくる「本計画は」とい
うところも削除しております。

それから2点目ですが、1ページ目のグラフについて、当初、「新
見市か全国か等の記載があった方がいいのではないか」というご指摘
をいただきました。グラフの上部に、「新見市立小中学校における時
間外業務調査平均値」という表題に修正をさせていただいております。

3点目ですが、2ページ目で、「本計画で示している教育職員とは、
で定義されているが、事務職員は含まないのか」というご質問でした。
これにつきましては、この計画は、給特法が適用される職員を対象と
しているため、事務職員は含まれません。事務職につきましては、ま
た別の形で、業務量管理について検討していきたいと考えておりま
す。

それから4点目ですが、2ページ目の(2)本市の現状のところ
で、「数値が挙げられているが、この数値に対しての評価や、明らかにな
った課題などの分析が必要なのではないか」、それから、1ページ目
のグラフで、「小学校が増えているような傾向で、中学校が確実に減
ってるのはどういったことなんだろうか」というご質問をいただい
ております。2ページ目の、本市の現状の表についてなんですが、3ペ
ージ目の2の目標のところ、県が示す重点取組に基づいた項目を、
県下統一で目標として示しております。その目標項目に関する本市の
令和6年度の数値を、この2ページのところの表で示しているんです
が、ここで扱っている数値が、県全体、それから他市で、多少デー
タの取り方にその市ごとの差がありまして、共通して比較できる資料は
現時点ではないので、数値に対する評価というのが難しく、数値以外
での現状分析ということに留めさせていただいております。

それから、前後しますが、1ページ目のグラフのところ、
「小学校の方が増加傾向となっているのはなぜか」というご質問につ
いてですが、一時、コロナ禍で行事の精選や簡素化が進み、時間外業務
時間が減少していた時期があったんですが、アフターコロナで、行事を
元に戻した学校が小学校では見られたため、増加傾向になっている
と考えられます。中学校の方は、部活動のガイドラインの制定や定時
退庁日に、部活動時間が削減されたということが、時間削減ができて
いる理由と考えます。

それから5点目ですが、3ページ一番上のところで、上の項の「実
態」と管理職の「調査回答結果」が乖離している印象を受けるという

ご指摘をいただきました。ここで記載してる調査なんですけど、管理職を対象とした、各校の取組に関する調査となっているために、学校として働き方改革の取組ができているという認識で管理職が回答されていますが、それが必ずしも一人一人の働き方と対応していなかったのではないかと、そういう可能性があるかと考えております。

それから、同じく3ページ目の2の目標のところの「(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標」が、もうすでに80%あるいは90%に近い実績になっている事柄に対して、「取組目標値80%以上」というのが適当なのだろうかということをご指摘いただきました。これにつきましては、働き方改革に伴い、時間外業務の削減ばかりに注力をする、教職員の働きがいや損なわれる可能性があります。そのため、市教委としては、働き方改革を推進する一方で、教職員が働きがいを感じる環境維持をすることを重視したいと考えております。現状、引き続き働きがいを感じていただけるように、最低80%以上は維持したいというふうに考え、この目標値を設定しております。

それから同じく3ページの、ワークライフバランス、働きがいに関する目標なんですけど、「働きがいの目標を設定されていますが、ワークライフバランスについて、目標は無いようだがどのように考えているのか」というご質問をいただきました。これにつきましては、働きやすさという項目の中に、自分のペースで仕事ができることや、休暇の取得がしやすいといった、ワークライフバランスに関する内容も含まれているという認識でおります。

それから同じく3ページの4番、実施する業務量管理健康確保措置の内容の方について、ここに挙げている取組が「重点項目として適切なのか」ということを、ご質問いただいております。これにつきましては、今回県から、この計画を作成する指示が示されてから、非常に短時間で作成を求められたということもありまして、この重点項目の内容については、十分な検討がなされた上で計画として本来示すものだと思うんですが、なかなかその時間確保というところで、十分できていない状況であると考えています。現在、ここに載せている取組内容、素案としては、もうすでに成果が上がっているものや、実施が決まっているもの、こういったものを中心に作成をしております。今後、市の現状や、それから各学校の課題などを分析しながら、取組内容については、必要に応じて加筆や修正を検討していきたいというふうに考えております。

最後となりますが、3ページの一番下になりますが、登下校時の通学路における日常적인見守り活動のところ、はじめの計画では、「登下校時刻についての見直しを毎年行う」というのが入っていたんですが、これは「学校以外が担うべき業務のところに入るものではないのではないか」というご指摘でした。これについては、項目と意味が

合わない内容になっていると判断しましたので、ここから削除をさせていただきます。

前後しながらの説明で、わかりにくいところもあったかと思いますが、以上がご指摘いただいた点と、それに対する対応でございます。何かお気づきの点等ありましたら、教えていただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

後藤教育長

ご意見をお願いします。

松井職務代理者

私が意見として出した部分について、メールのみのやりとりでしたから、ちょっと誤解があったようなんです。私は一番言いたかったのは、この実施する業務量管理健康確保措置の内容という、いわゆる方針ですよ。それを出すためには、現状についての分析評価をきちんとなされるべきではないかという指摘をしたつもりだったんです。他市との比較とか、県全体等の比較ではなく、この月45時間を下回る割合とか、それから平均3時間を下回る割合がこういうふうになっている、それから、中学校で減っているにもかかわらず、小学校での時間外勤務時間数が増えているのはどうしてなのか、という、先ほどあったように、例えば学校の行事等が増えているから、時間外勤務時間が増えている、というようなことがありましたけど、例えばそういうことをきちんと出したうえで、この部分是对策を立てよう、となるのが、こういう文章なのではないかと考えたので、そのように指摘をさせていただきます。今回その部分については特に触れられていませんけれども、例えば、先ほど、課長がおっしゃいましたように、学校行事等が再び増えてきているから、それに伴って、時間外勤務も増えているんだということになれば、そこで、例えば、パッと出てくるのは、やはり学校行事の精選、見直しというのが当然出てくるんじゃないかと思うんですけれども、例えばそういうようなことがここには無いですよ。むしろ、ここに実施する業務管理健康確保措置の内容というのを見ていくと、県や文科省が示しているものと重複してるものがほとんどということで、本市の実態としてはどうなのかと、いうようなところをもうちょっと反映したものでないと、新見市立学校の業務量管理の基本方針というふうにはなっていないんじゃないかなというふうな危惧を持ちました。

それから、3ページの2番目の、目標のところの(2)ワークライフバランスや働きがい等に関する目標、というところですけども、80%以上にするという目標に対して私が、もうすでに80%いってるんじゃないかというふうに言わせていただいたのは、それなら、これを80%以上に引き続きするのではなくて、これを90%あるいは100%に持っていくんだというふうに、目標が来るんじゃないかとい

うふうに思ったので、それに対してどうかということですね。

それと、一番最初に戻りますけれども、計画の趣旨というところで3項目あるところを整理していただきたいというふうにありましたけれども、1項目めの下から2行目のところの、「学校を目指していくためにも、本計画を策定し、教職員の時間外…」とありますけど、ここでの「本計画を策定し、」というこのはここではいらないんじゃないかなと。「学校を目指していくためにも、教職員の時間外在校時間等の管理及び縮減に取り組み…」そして2項目めで取り組んできた、そして3項目めに、本計画を策定するんだというふうにするのが、ここでの書き方じゃないかな、と思ったので、言わせていただきました。

宗政課長

ありがとうございます。

今、松井先生がご指摘をくださったのは、その通りだというふうに思います。

本来は、やはり教職員の働き方を変えていくものなので、実際に現状はどうなのかというところから出発して、それを改善するためにどんな手だてができるかというところを、目標や方策として持っていくというのが、本当だと思うんですけど、県の方から指示があって時間が無いというような説明を先ほどしましたが、その時間がないというのは、ただ単にこの計画を作るための時間だという意味ではなくて、例えば、現状に合わせた取組をしようとしたときに、予算化が必要であったり、人員配置が必要であったり、新たな制度を設けなきゃいけないようなものがあったりしたときに、1月に指示があって、4月1日から施行するような短期間での計画策定となると、予算も当然確保もしておりませんし、その短期間で制度を作って、4月からというのはなかなかやはり無理のある状況かなということがありました。

それからこの計画の方は、学校の方の状況や、実際教職員の声や、そういったものを、こちらで集めながら、それを反映する形でどんどん変えていくものだと思いますので、現時点で載せている内容としては、もうすでに取り組で成果が上がっているものとか、そういったものを中心として載せさせていただいているんですが、今後形を変えていくと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

後藤教育長

その件に関してですが、校長会でも同じような意見をいただいております。

これから制度を作りながら、あるいは具体的な事案を示しながら検討していくというスタンスでいかないと、とてもタイトな計画の中で、4月1日から施行してくれと県教委も言ってきているわけで、しかも、国の施策の中で、私も教育長会でですね、早くひな型を降ろし

てくれないとできないと、しかも、よその市教委と情報交換をしながらいかないとできないよという流れの中で、やっという格好で、原案だけ作ったというところがございます。

例えば、部活動の指導を短縮をして、時程も繰り上げていく中で、でも子どもたちを、バス停まで送る時間はどうなるかとか質問が出てきます、当然、そのあたりも、制度であるとか今課長が言いましたように、人員配置の問題であるとか、様々な問題が出てくるので、こうやってもうたたきを作って、それに修正を加えていくという考え方でいかせていただきたいというふうに思っております。

もちろん松井先生がおっしゃられる、新見市という名前を出すわけですから、大きなものがありますけれども、修正を加えながら前へ進めていければというふうなところで、ご了承いただければなと思っております。

おそらく、今いただいたご意見についても、早速5月に教育長会議がございますので、いろんな各地区の教育長から質問が出てくると思います。また、そのあたりも皆さんにご紹介をしながら、そして、校長会の意見等も集約をしながらですね、精度の高いものを作り上げていきたいなという考えでございます。

外に皆さんご意見ございますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは、非常に心苦しゅうございますけれども、第28号については、いろいろ精査していくということを条件として、現在の計画ということでお認めいただけますでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それではよろしくお願いいたします。
承認とさせていただきます。

宗政課長

すいません、ご承認をいただいた後なんですけど、先ほどのワークライフバランスの目標値が、今80%程度できているので、もっと高い目標を掲げてもいいのではないかということだったんですが、これについてもまた検討をして修正を加えたいと思います。

後藤教育長

補足をありがとうございました。

協議・報告の部

報第1号 令和7年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について

後藤教育長

それでは、協議・報告の部に移ります。

報第1号、令和7年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について、学校教育課から説明をお願いします。

宗政課長

報第1号、令和7年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

令和8年2月24日に、第3回特別支援教育支援委員会を開催いたしました。教育支援結果の概略といたしましては、(1)の審査に該当する児童は1名でした。(2)の中学校への入学に係る結果といたしまして、審議した1名につきましては、知的障害支援学校へという結果となりました。なお、本支援委員会は令和8年2月に審査該当児童が新見市に転居したため開催したものであります。

ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

後藤教育長

質疑をお願いします。

各委員

(なしの声)

報第2号 岡山県指定重要無形文化財の指定について

後藤教育長

次に報第2号、岡山県指定重要無形文化財の指定について、生涯学習課から説明をお願いします。

吉岡課長

報第2号、岡山県指定重要無形文化財の指定についてご説明させていただきます。

新見市井倉在住で、木工芸における、新見市指定重要無形文化財保持者である、川野正毅さんが、このたび、岡山県の指定重要無形文化財保持者として認定されました。無形文化財の指定日は、3月19日で、認定式は今週の27日、岡山県庁でおこなわれる予定です。

なお、県の重要無形文化財保持者となられたことから、同日付で、市の指定からは除外されました。

また、同じ木工芸の県指定無形文化財の、森田翠玉さんは、先日、3月14日に亡くなられたため、本市の県指定無形文化財は、川野さんお一人となります。

以上でございます。

後藤教育長

質疑をお願いします。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

以上で議事は終了いたします。

7 閉 会

後藤教育長

3月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後5時10分)